

(3) その他の特徴的史料

(a) 近世の東金地域史料

近世の東金地域は、徳川家康の御成りによる鷹狩以来、御鷹場として指定され、東金御殿も築造され、徳川將軍ゆかりの地となり名譽なことがとされた。しかし農民にとっては、鷹狩の為の鳥獣保護や農作業の制約など大きな負担となった。

また、幕末の文久三年（一八六三）には、幕藩体制の危機を象徴するような真忠組事件も発生している。

【史料57】御鷹御用二付廻状

(1) 廻状 御鷹御用戸田久次郎組

東金町始

野廻役

大多和弥平次

以廻状申達候、然者近々御鷹御下りの旨被仰越候間、其村々田場水切落藁取片付御用御差支二不相成様可被致候、且此廻状村下江令請印早々順達留村方大多和弥平次方江相届ケ可被給候、已上

野廻役

渡辺新右衛門

石野 与七

板倉鎌次郎

大多和弥平次

東金町始

田間村終

子十一月十九日

午上刻

右村名主中

(2) 廻状

元治二乙丑正月

囚人番錢食料諸掛り割合帳

田間村組合十ヶ村

口述

以廻状得御意候、然者去子十一月廿六日方当丑ノ正月八日迄 関東御取締御出役 駒崎清五郎様方御預ケ之囚人番せん并食料例之通り割合いたし候間、乍御苦勞御出錢被成此もの江御渡し可被下候
一錢四拾貳貫百五拾文 子十一月廿六日方丑正月八日迄
囚人番錢食料諸掛り共

内式拾壹貫七拾貳文 高割

貳拾壹貫七拾貳文 面割

高百石二付貳百人拾九文

一壹貫五百七拾八文 高割 求名村

一貳貫百七文 面割 同村

二口

三貫六百八拾五文

丑正月十三日相渡し申候、以上

(3) 廻状

御鷹御用戸田久次郎組

廻状

野廻役

大多和弥平次

東金町始

以廻状申達候、然者其村々江御渡ニ相成居候御鑑札此度改被 仰付候

間、来ル八日東金町我等共旅宿迄鑑札持参、尚又御地頭所御性名并二

名主組頭預り主名前書付印形持参ニ而可被出張候

一鷹御用相濟候ニ付村々田場等江水掛可致様可仰付旨被仰付候間、右之

段申達候、且此廻状村下江請印致し留村方当日早朝相返し可被申候、

以上

丑一月朔日

野廻役

渡辺新右衛門

辰上刻

石野与七

板倉官次郎

大多和弥平次

(目錄番号 A30・1)

【史料58】小金野鹿狩ニ付廻状

一寛政度高百石ニ付人足何人相掛り候内何人者正人足何人者賃銀納ニ相

成候哉、右人足者勢子相勤候哉御獲物縊方又者御配方致シ候哉、其外

何役相勤候哉、右等之訳ケ相分り候村方有之候ハ、其段可申立候

右之通り相心得十月十五日迄馬喰町御用屋敷御鹿狩御用調所江可申立

候、此廻状別紙触書一同即刻順達留り村方可相返者也

斎藤嘉兵衛

青山 録平

築山茂左衛門

上総国武射郡山辺郡

御領

嘉永元年

私領

申ノ十月

村々役人

来春小金原御鹿狩ニ付勢子人足御普請請人足等別紙触書之通り相心得自

分共方触当次第二無遅滞可差出候、且掛り高取調左ニ申達候、私領の分

者村方地頭領主姓名一村限り可書付出候

但御朱印地除地寺領分同様可相心得候

一無民家持添新田之分者其分ケ可申立候

一天保度方以来御高入相成り候新田者村方拔書ニ内何程何年御高入新田

等可相認候

一御料所村二者支配江掛合村高取調候間別段書出しニ不及候

右御鹿狩御用人足之儀者都而寺社 御朱印地并ニ除地高江茂相掛り

候筈ニ候間其旨相心得可申候

一諸役免許ニ 御朱印有之候坎又者右ニ準シ候重証執書物有之寛政度

御鹿狩之節者免除被仰付候ハ、可差出候

一手余り荒地高其外川々国役金年々免除相成り来り候高有之候ハ、可申

立候

追而此触書披見之上別紙帳面江村々役人共請印致シ早々相廻シ留り村

方馬喰町御用屋敷御鹿狩御用調所江可相返候

来春小金町御鹿狩有二付勢子人数并二道造御普請等其外御用人馬之儀御代官築山茂左衛門青山録平齋藤嘉兵衛断次第二無滞可差出候、将又御場所并二御道筋等障り二相成り候竹木之儀者右御代官其外掛り役人差図次第二可伐払候、此旨不可違背者也

保石 印
岩太 印

新助

民役 備助

同 大和 印

佐渡 印

河内 印

嘉永元年申ノ十月

(目録番号 B2・3)

【史料 59】小金野御鹿狩二付廻状

御鹿狩御用

廻状 役所

刻付酉ノ二月廿八日子ノ上刻出ル

下総国千葉郡実籾村始

小金野御鹿狩御日限来ル三月十八日と被 仰出候二付同十八日曉七ツ時追方致し候間兼而相触置候趣ニ心得高役人足并二宰領共夫喰其外手当いたし、同十五日昼六ツ時迄六之手揃所江罷越し掛り役人江着致相届ケ差図可請候、万一遅参不参等有之候而者不相濟間、諸事差支無之様急度相

守可申候、此廻状令請印不限昼夜刻付ヲ以順達留り村方馬喰町御用屋敷御鹿狩役所江可相返者也

此廻状并之内村方受取三月五日亥下刻奉拝見候之堀村方継立申也
村数、五拾六ヶ村

馬喰町御用屋敷

役所印

実籾村

名主 太郎左衛門

成東組合

和田村始

弥御清栄之段奉恐喜候、然者其組合左ニ御村々米味噌之義者其御村方不残御持参ニ御座候哉、若又私共村方ニ而相調候儀も御座候ハ、御取調之上来ル八月夕方迄否之義書面なり共被仰聞度奉願上候、野子義も十日方其場所江罷出留主ニ相成候間、其已前被仰越度奉願上候、米之義も上白米ニ而老升壹合ニ御座候間松ヶ谷村杯者多人数之事故別段御問合可被成候、先者用事計書外貴面之節緩々可申上候、早々頓首

成東村

湯坂村

松谷村

和田村

板附村

大木村

姫島村

求名村

右村々御役人衆中

追啓申上候、真木代金之儀も来ル八日迄ニ凡積リヲ以御取立御遣し可被下候

三月六日九ツ時ニ受取拝見仕候

(目録番号 B2・7)

【史料 60】真忠組事件ニ付捨札 (堅冊)

元治元甲子年三月廿九日、拾人之者共真忠組と唱候浮浪人小関村新田地内ニ而御仕置ニ相成候捨札之写

右両総之内寄場親郷式拾五ヶ村江往還村外れ江建札ニ可致旨ニ被仰付請印差上申候

津田英治郎家来ニ而

出奔いたし

小口順之助事

浪人三浦帶刀 子四拾九才

此者義、夷狄掃除御国恩に報度旨上総国井之内村ニ罷在候楠音治郎申聞候を最初実事と存同意致し候共、身持不宜主人津田英治郎方慎申付受居候身分欠落致、人民群集不致候而者難事遂貧民を救候ハ、自然民心頂可申旨等申合、既ニ音治郎認候廻文者恐多き文言等書鋸り有之段をも乍弁尚申合、蒙昧之徒を誘引多人数党を結ひ、同国小関村新田伊八方を旅宿ニ致し真忠義士旅館等と認候掛札致し、弓、鉄炮等鋸置、党類之者共江申付御捉飼場をも不憚日夜炮発暴威を示し、出入筋申出又者強訴、捨訴等を取用夫々呼出シ、理非弁別も不致金子濟方申付或者為過怠米金為

差出、差拒候者共を縛置手荒ニ打擲をもいたし、殊ニ無頼、無宿等追々蟻集致し候ニ随ひ貯等も無之日々飲食ニも差支候連、多人数之者共江割羽織を着させ帯刀をも為致、鑓、鉄炮等携両総村々押步行、所々百姓家等江理不尽ニ踏込炮発等致し、人民をとし差拒候節者是又打擲為致、或者夷人誅伐血祭ニ致し候杯申罵り刀拔掛高声ニ申威、軍用金杯と唱暴威を以富有之者方米、金為差出又者名聞を量り窮民救として米、金為差出其外武器類をも奪取、殊ニ下総国八日市場外老ヶ所江旅宿替いたし候節者党類引連火繩附鉄炮并ニ抜刀、鑓、鋌携罷越、剩音次郎旅宿江捕方役人討入候儀者不存候半も異変有之趣注進承り党類引纏得物携出張致、同国刺金村地内ニおひて捕方人数ニ被取困候節矢野重吾等一舟手向致候段旁々不恐、公儀仕方、右始末不届至極ニ付引廻之上小関村新開地内ニをひて獄門ニ行ふもの也

子三月 津田英治郎知行

下総国香取郡佐原百姓惣七借家

与兵衛倅

国之助 子三十六才

此もの義、夷人一掃いたし度旨上総国井之内村ニ罷居楠音次郎申聞候を最初者実事と存三浦帶刀供ニ同意いたし候義ニ候とも同国小関村新田伊八方ニ旅宿罷在多人数党を結、帯刀外老人任差図一同帯刀致し、旅宿をいて者代々二日夜炮発暴威を示シ又者軍用金杯と唱、富有之者方米、金可差出旨是又帯刀老人任申ニ同意致し、同人其外之者共代々二槍、鉄炮等携両総村々押步行、所々百姓家或者寺院等江罷越理不尽ニ座敷江踏込党類内ニ而炮発等為致米、金、武器類可差出旨強勢を以申威品々奪取又者押

借致銘々得物携可罷出旨帯刀任差図、同人其外之者共一同出張致し候処、同国剃金村地内ニをひて捕方人数に被取囲候節矢野重吾等一同一旦手向致候段旁々不恐、公儀を仕方、右始末不届至極ニ付引廻之上小関村新開地内ニをひて獄門ニ行ふもの也

子三月 永房之助知行

下総国匝瑳郡八日市場村百姓源蔵親

伊兵衛 子四十六歳

此もの義、夷人一掃可致旨上総国井之内村罷在候楠音次郎申聞候を最初実事と存候迎同意致し、三浦帯刀其外之者共供一同国小関村新田伊八方ニ旅宿罷在多人数党を結ひ、帯刀外老人任差図同類一同帯刀致シ又者軍用金杯と唱、富有之者共る米金可差出旨是又帯刀申聞ニ同意致し同人其外之者共一同代々二鑓、鉄炮等携両総村々押步行、百姓家或者寺院等江罷越理不尽ニ踏込米、金、武器類可差出旨申聞、若拒候迎首を刎候強勢シ申威シ品々奪取又者押借致し殊ニ音次郎旅宿江捕方役人討入候儀と者不存候をも異変有之間、銘々得物携可罷出旨帯刀任差図同人其外之者共一同出張致し、同国剃金村地内ニをひて捕方人数ニ被取囲候節矢野重吾等一同一旦手向致し候段不恐、公儀を仕方、右始末不届至極ニ付引廻シ之上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也

大木八郎と申立候

蕪里村無宿八郎

子貳拾六歳

此もの義、夷人一掃いたし度旨上総国井之内村罷在候楠音次郎再度申聞

候を最初実事と存候迎同意致し、三浦帯刀外老人任申ニ無宿之身分苗字を名乗帯刀致し、同人其外之者共一同鑓、鉄炮携携両総村々押步行、所々百姓家等江罷越理不尽ニ踏上り米、金、武器類可差出旨及強談ニ若拒候節者首を刎候強勢ニ申威金子其外武器類奪取又者押借致し、殊に音次郎旅宿江捕方役人討入候義と者不存候とも異変有之間、銘々得物携可差出旨帯刀任差図、同人其外之者共一同出張致し、同国剃金村地内ニ於て捕方役人ニ被取囲候節矢野重吾等一同一旦手向致候段不恐、公儀を仕方、右始末不届至極ニ付引廻シ之上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也

子三月 首東大九郎と申立候

堀上村無宿喜千次 子貳拾五才

此者義、夷人一掃致度旨上総国井之内村ニ罷在候楠音次郎申聞候を最初者実事と存候迎同意致し三浦帯刀其外之者共一同国小関村新田伊八方を旅宿と致し多人数党を結、外老人任申ニ無宿之身ニて帯刀いたし又者施米并軍用金と唱、富有之者共る米、金差出旨尚同人等申聞候ニ同意致し帯刀其外之者共一同代々二鑓、鉄炮等携両総村々押步行、所々百姓江罷越理不尽ニ座敷江踏込党類内ニ而炮発為致米、金、武器類可差出旨強勢ニ申威品々奪取又者押借致、剩同国薄島村紋右衛門外老人を帯刀差図ニ任せ打擲ニをよひ押而米、金為差出其上党類森甚之助と口論之上同人江所々為疵負候始末、不届至極ニ付引廻之上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行ふもの也

子三月 山内額太郎と申立候

薄島村無宿六右衛門 子三十八才

此もの義、夷人一掃致度旨上総国井之内村ニ罷有候楠音次郎申勸候を最初実事と存同意致し、同国小関村新田伊八方ニ旅宿罷有候多人数党を結音次郎等任申ニ無宿之身分帯刀致し、又者軍用金と唱富有之者より米、金可差出旨是又帯刀外老人申ニ同意いたし、同人并外同類一同代々二鑓、鉄炮等携、両総村々押步行、所々百姓家等江罷越同類之内ニ而炮発為致米、金、武器類可差出及異儀ニ候ハ、可切殺杯帯刀俣ニ申威打擲致し、品々奪取、又者押借いたし、殊ニ音次郎と立別れ下総国八日市場村福善寺ニ旅宿致候得共同類之者共江致差図、銘々帯刀為致前同様鑓、鉄炮杯携暴威を示し所々百姓家江罷越炮発等為致前同様申威是又金子武器類等奪取又者押借致、剩音次郎旅宿江捕方役人討入候注進承り加勢可致旨党類等差図致し人数引纏得物を携、上総国井之内村迄出張致候段不恐、公儀を仕方、右始末不届至極ニ付、廻之上小関村新田地内ニをみて獄門二行ふもの也

子三月 片海若太郎と申立候

小沼田村無宿若松 子式拾六才

此者義、三浦帯刀外老人夷人一掃之義を申触シ候趣承り候折柄右党江可加旨薄島村無宿六右衛門任申ニ帯刀致し候ハ、人々取用も可宜と心得同意致、同人一同下総国八日市場村福善寺ニ止宿致し多人数党を結び、無宿之身分帯刀致其上帯刀并六右衛門差図と者乍申、党類一同鑓、鉄炮等を携両総村々押步行、所々百姓家等江罷越党類内ニ而炮発為致暴威を示シ強勢を以申威、金子、武器類其外品々奪取又者押借致し殊ニ上総国小沼田村権兵衛外老人之方江者一己之存付ニ而罷越強勢申威金子、武器類為差出、剩楠音次郎旅宿江捕方役人討入候間加勢可致旨六右衛門任差図、

同人其外之者共一同得物携同国井之内村迄出張致候段、不恐、公儀を仕方右始末不届至極ニ付引廻シ之上同国小関村新田地内ニをみて獄門二行ふもの也

子三月 広瀬村林三郎と申立候

広瀬村無宿留吉 子二十歳

此者義、夷人一掃致度候間、右党江可加旨小沼村無宿若松外老人申聞候を最初実事と心得候迎帯刀をも致候義ニ付自然人々取用ひも可宜と心得同意致し薄島村無宿六右衛門一同下総国八日市場村福善寺江止宿致、多人数党を結び殊ニ同人差図と者乍申無宿之身分帯刀致党類一同鑓、鉄炮等を携下総国村々押步行、所々百姓家等江罷越、党類之内ニ而炮発等為致暴威を示シ強勢を以申威武器類其外品々奪取又者押借致し、殊ニ音次郎旅宿江捕方役人討入候間出張可致旨六右衛門任差図同人其外之者共一同得物携上総国井之内村迄出張致候段、自訴致し候と者乍申不恐、公儀仕方、右始末不届ニ付引廻シ之上同国小関村新田地内ニをみて獄門行ふもの也

子三月 大網丑太郎と申立候

宿村無宿紋吉 子式拾六才

此もの義、三浦帯刀其外之もの共党を結び夷人一掃可致と右党類江可加旨佐久間清一郎申聞候を最初実事と存候迎同意致、薄島村無宿六右衛門一同下総国八日市場村福善寺江止宿罷在、其迄無宿之身分帯刀致し多人数党を結び、同人任差図党類一同鑓、鉄炮等携同国村々押步行、所々百姓家江罷越党類内ニ而炮発為致若松供々強制申威、武器類其外品々奪取、

殊ニ楠音次郎旅宿江捕方役人討入候間加勢可致旨六右衛門任差図、同人
其外之者共一同得物携上総国井之内村迄出張いたし候段、不恐 公儀を
仕方、右始末不届至極ニ付引廻シ之上小関村新田地内ニをひて獄門ニ行
ふもの也

子三月 青山伊賀守知行

下総国香取郡飯塚村百姓甚助 子三十四才

此者義、三浦帯刀外老人夷人一掃之義を申触、所々押步行候趣承り前後
之弁も無之薄島村無宿六右衛門相頼加入之上浪人鎌方平蔵と名乗、下総
国八日市場村福善寺ニ罷在其上一己之存付を以村内好蔵外三人方江罷越
軍用金と唱、金錢可差出旨其外品々強勢ニ申威金錢為差出、殊ニ楠音次
郎旅宿江捕方役人討入候趣承り加勢可致旨得物携、上総国井之内村迄出
張いたし候段不恐 公儀を仕方、右始末不届至極ニ付引廻シ之上同国小
関村新田地内ニをひて獄門行ふもの也

子三月

外二井之内村 里見忠治郎と申立候者

片貝村 斎藤市之助と申立候者

右兩人打首之御仕置也

(目録番号 A・5)

(b) 旅日記

並木家文書のなかには幕末から明治期の旅日記、温泉地の観光案内、
明治期東金町のチラシ、海水浴場の広告など多様な文化的史料が存在す
る。そのうち、文久二年の旅日記を紹介する。

【史料61】諸用日記帳 文久二歳戌ノ六月吉日(横半)

目出度覚

六月廿日

一三拾五文 長沼村茶代兩人

一四文 舟橋はしせん

一十文 □荷イン

一十拾文 小遣

同廿日夜

一錢三百三拾式文 行徳いせ屋泊り

一同百四文 行徳舟ちん

外二四拾八文酒手

一四拾八文 行徳二而あんま

一十百三拾文 行徳二而泊り酒代

廿一日

一拾六文 江戸芝口しら玉

一六六拾四文 高輪昼喰四人割

一十文 品川茶代四人割

一四拾八文 大森和中散

一十拾式文 茶代四人割

一貳拾八文

わらじ

廿一日

一三百七拾貳文

かな川大米や泊り

一四拾八文

同大米や二而酒代

同廿二日

一七拾貳文

程ヶ谷茶代四人割

一九百貳拾四文

藤沢はし手前

昼喰酒代四人割

一拾六文

白玉

一百拾六文

ひらつか酒代三人割

一貳拾貳文

同舟ちん

一貳百三拾貳文

藤沢よりひら塚迄馬代

外五文

一六月十八日大磯御祭礼

一三百四拾八文

大磯宮代や泊り

一百六拾文

大磯宮代や酒代四人割

一小田原町手前二而からち渡り

廿三日

一百拾六文

小田原はし元酒肴あま酒

一貳拾六文

わらじ

一金老朱ト

茶代共四人割

一錢三百拾貳文

国府つ昼喰酒代四人割

一貳拾文

たばこ

覚

一六月廿三日大磯宮代屋出立ニ而角太郎壇谷村八重右衛門并ニ前之内村

治左衛門夫婦ニ而相州根府川村御関所迄着仕候処右治左衛門妻御手判

無之候ニ付御関所差支ニ付同村茶屋之主江申談シ候得共御公儀様方之

御手形無御座候而者逆も御通セ不申候間無是悲小田原立帰り仲宿すし

や彦兵衛宅江老泊仕候、尤先年者御関所も早川村石橋村米カミ村右

之村客分ニ而二夜三日之御願御聞濟被為有候得共只今ハ嚴重ニ御座候

ハ、

一小田原より熱海江順路根府川御関所手前ニ茶屋アリ、夫よりよし浜村

ニ茶屋アリ、よし浜より熱海江三リ

一小田原より豆州熱海江七里

御関所 根府川、箱根、ねん坂

野我之ミ六寺

廿三日夜

一錢三百四拾八文

小田原泊り

廿四日小田原出立

一百文

たばこ

一四文

茶代

一百四拾文

よしはまニ而昼喰貳人割

一四拾文

茶代貳人

以上

右者六月廿四日八ツ時熱海山田屋彦四郎宅江着仕候、直様入湯いたし候、
一戌ノ六月廿四日方七月九日朝迄湯治仕候、九月出立ニ而修善寺村浅羽

安右衛門宅江七ツ時着、同月十四日迄湯治仕候、十四日朝出立ニ而芦
の湯記伊国屋迄七ツ時着

目出度覚

一六月廿四日八ツ着仕候、以上
是方入湯中入用控
六月廿四日
一四文 入湯代
一四文 湯せん
六月廿五日
一百文 焼ちう、八十右衛門江礼
一式拾八文 髪結せん
一式百文 はし、じきろう
一拾文 はん切
一五拾六文 単物、めり安、あせとり
せんたくちん
足袋修復、せんたくちん
一式拾四文
同月廿六日
一拾五文 あま酒
一金毫朱 山田屋召使中江、兩人割
一三拾貳文 もち、井之内村客人参り候ニ付
同廿七日
一八文 あま酒
一百八拾文 筆入、水のみ
一金毫朱ト はし箱、其外品々

錢貳拾八文

一八文 茶代
一拾貳文 すし
一百文 はし入
六月廿八日
一拾貳文 もち
一八文 せんべい
一四拾文 ふんどし、きやはん、股引
同廿九日
一式拾八文 もち
一四文 だんご
同卅日
一拾五文 あま酒
七月朔日
一四拾八文 伊豆山村滝之湯ニ参り小遣
一拾貳文 とうふ
一四文 菓子
一四文外二八文 湯せん
一式拾八文 髪結せん
同二日
一式拾文 あま酒
一式拾八文 すし
一百文 酒代
同三日

一四文 塩せんべい
 一拾六文 下総国ナガラ山村ヲ□ヲ遣し
 一三百三拾式文 熱海温泉エツ本式冊
 一式拾八文 煙草せん
 同四日雨天
 一式拾四文 すし
 一四拾八文 あんま
 一拾式文 あじ
 一拾式文 酒代
 同五日も夜雨天
 一八文 あま酒
 一拾式文 もち
 一八文 見湯せん
 一式拾文 煙草
 七月六日大雨天ライアリ
 一銭拾文 かさ代
 一八文 もち
 一拾六文 すし
 七月大雨
 一式拾八文 髪結せん
 一八文 小遣
 一四拾八文 ハカマ、煙草入
 八日四ツ時頃迄雨天
 一三拾式文 すし

一三拾六文 妙振書
 一式拾文 煙草
 一八文 あんま
 一金式朱ト 熱海より平井村之
 一三拾式文 錢百文 かがちん
 一三拾式文 わらじ
 一七月九日熱海山田屋より出立仕候、修ぜん寺浅葉安右衛門宅ニ同日七ツ半時着仕候、熱海ヨリ峠上峠地藏アリ
 覚
 一熱海方輕沢之間ニ而鶴マキ山ノ小馬形峠ト申処有之乱情之折カラニゲコモリ沢甚敷候得共安く峠ニノボル故輕沢と名ク、ヨリトモ様テキハ迎も此峠迄クルコト不叶ト申テ弓ノツルユクトユフ也、此所ニテヨリトモ様馬シス、其馬ノ形チ矢ノホニテ木馬ニキザミ御堂ヲ今ニ有之、此辺ホト、キス多し
 一ニラ山江川太郎左衛門様御ダイモクヲトノフテ棟札頂戴仕候
 一南城村成竹ト申処ニテ御公儀様御鉄砲鑄る之白ヤグラニツ
 一豆州上柘村城山ト申処ニテヨリトモ様センバノヨリカラニムチヲトシ其ムチツキ候よりサカサノ竹生ル也、是ハ大バンジャクノ高山也、此テフシヤウヨリ城山ノ上ヨリ川田畑ヘダテ式拾丁ヲモ馬ニテ畑中ニトビ右畑中ニ石アリ、此石馬ノツメノアト今ニ有之
 元久元年七月十八日
 征夷大將軍左源頼家尊靈
 元禄十六癸未年曆当五百年忌
 コノハカ修善寺村山中ニアリ

蒲冠者源範頼公御廟

コノ御ハカハ修善寺山内ニアリ

日出度覚

一 七月九日七ツ半時修善寺浅羽安右衛門宅江着仕候
十日

一 四拾八文 修善寺エツ

一 式拾文 たばこ

一 式拾四文 たまご

十一日

一 式拾四文 煙草壱ツ

十二日少々雨

一 拾式文 もち

十三日雨天

一 式拾八文 煙草壱ツ

一 同月十四日 浅羽屋出立ニ而箱根芦の湯記伊国屋まで同日七ツ時着仕候、以上

一 箱根権現坂山生魚名物也

日出度覚

七月十四日雨天

一 式拾文 わらじ

一 式拾四文 たばこ

一 七月十五日 箱根芦の湯ニ逗留仕候、当日大雨ニ御座候
十六日快晴

一 式拾四文 煙草壱ツ

十七日快晴

一 式拾四文 煙草壱ツ

一 八文 芦の湯大権現勸化式人割

一 同月十七日九ツ時箱根芦の湯出立小田原寿しや彦兵衛方江一宿
七月十七日

一 百六拾四文 箱根畑枝折十二枚

一 拾式文 山生魚

七月十八日

一 五拾式文 大磯テンビンボフ

一 式百式拾四文 サカハ舟ちん

一 式拾式文 馬入舟ちん

一 拾式文 だんご

一 六拾四文 わらじ、煙草

十八日夜

一 四拾八文 程ヶ谷クハヤ泊り、あんま

一 六百三拾式文 程ヶヤクハヤ泊り酒肴

十九日

一 三拾八文 わらじ、小遣

一 三拾文 カナ川小遣

七月十九日

一 三百式拾四文 川崎昼喰酒肴代

一 百文 かうし漬

一 百式拾四文 箱

一 四拾文 茶代

一 式拾四文

煙草老ツ

同十九日

(裏表紙)
上総国武射郡

一 五百八拾文

品川村田や泊り酒肴

東金町在求名村

廿日

並木角太郎

一 百三拾式文

品川方舟チン大橋迄

一 式百六拾四文

ウラ附

覚

一 箱根湯治之儀者下より入湯いたし末芦の湯ニ罷居候 以上

一 来ル七月十五日小田原仲宿寿しや彦兵衛宅ニ而出会可仕筈取極メ申候、

以上

前之内待合人

六月廿四日

治左衛門殿

夫婦

安右衛門

八重右衛門

覚

一 封金六両

一 封金七両

外ニ

惣ノ

一 金壹両

金拾四兩卜

又外ニ金壹分

錢拾壹文也

一 当百拾六枚

一 四文錢百文

一 びた錢

(目録番号 M 18 - 2)

(c) 近代相撲の功労者高砂浦五郎

さらに、次の二点の文化史料の概要を紹介する。片々たる史料であるが興味深いものである。

一つは慶応三年と四年（明治元）の二枚の相撲番附（Q2・6、R68・5）である（口絵参照）。

この二枚の相撲番附自体はそれほど珍しいものとは云えないが、興味深いのは裏書にある番附の送り主である。宛名は勿論、当時の並木家当主安右衛門であり、送り主は高見山大五郎となっていた。即ち、のちの高砂浦五郎である。当時江戸相撲で活躍し、姫路藩お抱えとなっていた大豆谷村出身の力士である。明治以降、近代相撲の功労者となる高砂を地元の人々が支えていた証の一つであろう。因みに、大豆谷村の隣村台方村の前嶋家には高砂からの書簡など関連史料が多数ある。紹介の書簡はその一つである。

高砂浦五郎は、山辺郡大豆谷村（東金市大豆谷）に農業山崎金兵衛の三男として生れ、幼名伊之助といった。体格の大きかった伊之助は、草相撲で活躍したのち、安政六（一八五九）年、二十二才のとき江戸へ出て、相撲年寄阿武松庄吉に入門し、東海大之助と名乗って力士生活に入った。

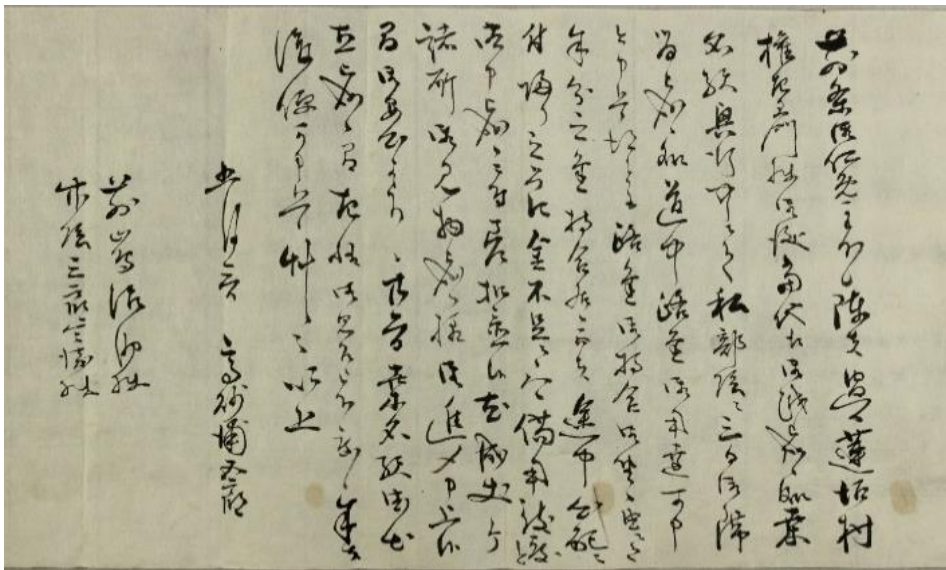
その後元治元（一八六四）年、番付が三段目に進んだ時、姫路藩主酒井侯のお抱え力士となり、生活の保障と身分の安定が得られ、高見山大五郎と称することになった。それから更に五年たった明治二（一八六九）年、念願の入幕を果たし、酒井侯から領国播磨の名勝高砂に因んで高砂浦五郎の四股名を貰った。明治四年には前頭筆頭の地位にまで昇った。

ところが、その年の廢藩置県により力士達は旧大名らの保護を失い、生活も不安定となった。

この頃の相撲界では、年寄（親方）が大きな権力を握り、力士達の生活は非常に不安定であった。そこで浦五郎は明治六年、現役力士達を結集し、待遇改善と相撲界の民主化を要求した。結局、このときは年寄たちの切崩しにより失敗し、浦五郎たちは東京相撲から脱退し改正相撲を組織した。翌明治七年、名古屋を本拠に「改正相撲組」を旗揚げした。同年十二月に興行された「改正相撲組」の名古屋大場所には大阪相撲の力士たちも大挙して加わり、興行は大成功であった。その後、明治十一（一八七八）年両派は合同し、浦五郎の改革意見もかなり取り入れられた。そして、明治十七年には相撲協会の会長に就任し、相撲の近代化に尽力した。

紹介の二通の手紙は高砂と郷里の人々の強い絆を示している。特に「史料63」の手紙は、名古屋興行成功直後の明治七年十二月の手紙であり興味深い。

この頃高砂は、大豆谷村に老母を住まわせる屋敷の普請を行っており、郷里の後援者たちにその差配を委ねていた。明治七年十二月二十五日付のこの手紙の中でも、屋敷の普請について細々とした依頼をし、年明け一月二十日頃には自分も帰郷して作業に加わる心積もりであることを伝えていた。



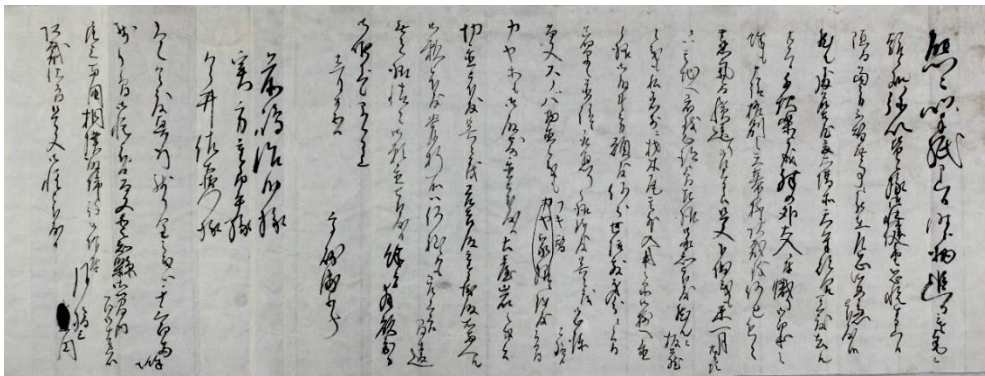
前条御仁免可被下候、陳者、過日蓮沼村
 権左衛門様御儀当地江御越被成候処、桑
 名駅興行中ニテ、私部屋ニ三日御滞
 留被成候処、道中路金御用達可申
 と申上候江とも、路金御持合御座候由ニテ、
 余分之金持合居候而者、途中心配ニ
 付、帰リ之節金不足ニ候ハ、借用致度と
 御申被成候ニ付差控置候、尤成丈ケ
 諸所御見物被成候様御進メ申上候
 間、御安心可被下候、廿三日桑名駅御出
 立被成候間、左様御思召被下度候、余者
 後便可申上候、草々以上
 五月三日 高砂浦五郎

前嶋治助様
 竹屋三郎兵衛様

前嶋 治助様
 竹屋三郎兵衛様

前条御仁免可被下候、陳者、過日蓮沼村
 権左衛門様御儀当地江御越被成候処、桑
 名駅興行中ニテ、私部屋ニ三日御滞
 留被成候処、道中路金御用達可申
 と申上候江とも、路金御持合御座候由ニテ、
 余分之金持合居候而者、途中心配ニ
 付、帰リ之節金不足ニ候ハ、借用致度と
 御申被成候ニ付差控置候、尤成丈ケ
 諸所御見物被成候様御進メ申上候
 間、御安心可被下候、廿三日桑名駅御出
 立被成候間、左様御思召被下度候、余者
 後便可申上候、草々以上
 五月三日 高砂浦五郎

【史料 63】高砂浦五郎の書簡



(千葉県文書館所蔵前嶋家文書子 3)

態々以手紙申上候、時分柄迫而寒氣二

趣候処、弥以皆々様御壯健之由、恐悦奉申上候

隨而当方不替無事二罷在、乍恐御安慮被下度候

然ル処、名古屋表大場所天氣都合宜敷、去ル

廿二日千秋楽二相成、殊の外大入二付、幟り式百本之

餘も申請、格別之天幕坏も頂戴致、何れ近々

蒸氣二而積送り差上申候、且又下拙義も来一月廿日頃

二ハ其地へ着致心得二候間、左様御承知被下度、然ルニ板蔵

之義も私着前二木材・瓦其外入用之品揃へ置

候様御取計方願度、何分世話敷身分二候間

着早々普請二取懸り候様致度、呉々茂御心添被給候

尚又、スノバ物置之義もフキ替ニ致度候間

カヤ等も御取揃置被下度候、土台岩之義者

切置被下度、呉々茂善吉殿・重兵衛殿右兩人江

御頼被下度、骨折所ハ何程二而も差上候間、間違

無之様情々御頼置被下度候、餘者拝顔刻ニ

御啻申上候、早々已上

十二月廿五日

高砂 浦五郎

前嶋 治助様

実方 重郎平様

今井佐右衛門様

尚々、今度興行残り金之義ハ出千三百兩余も

残り候間御悦被下度、尚又愛知県御管内百式十万石

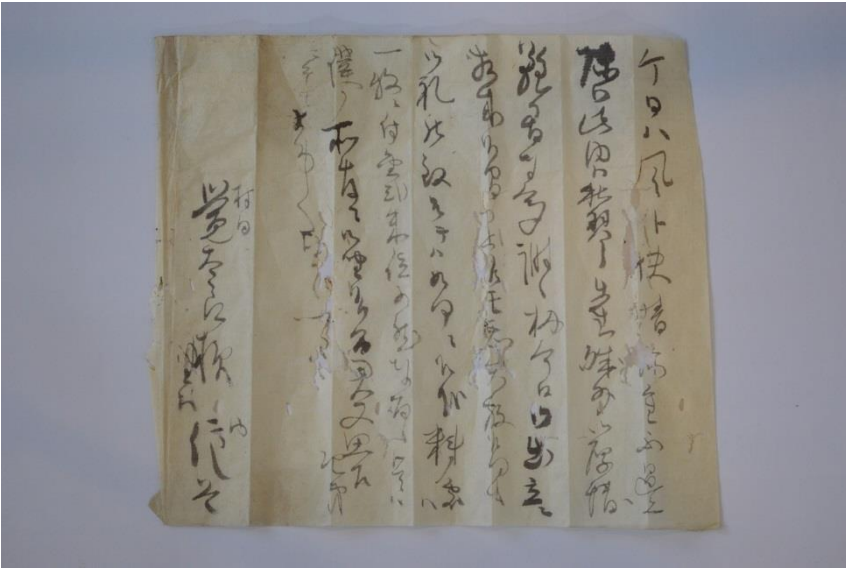
尾・三両国相撲取締役被仰付、月拾三兩

頂戴仕候間、是又御悦被下度候

(d) 遊歴の絵師森山信谷

もう一つの史料は遊歴の絵師森山信谷の次の書簡である。

【史料64】森山信谷の書簡



今日ハ風卜快晴珍重不過之
陳ハ此内ハ秋琴先生殊外御厚情
難有奉多謝候、扱今日御出立ニ
相成候間申上乍モ甚失敬候得共
御礼被致候テハ如何ニ候哉料ノ処ハ
一枚ニ付金貳朱位可然奉存候、是ハ
僕ノ所存ニ御座候間君又思召次第
ニ而モよろしく御座候、以上

村田 内

覚太郎様 信谷

座下

(目録番号 A29・7・6)

この書簡は絵師秋琴を紹介した何の変哲もない書簡であり、無名の絵師信谷や秋琴の名を知る人は殆どなからう。私自身も全く未知の人物であったが或ることからこの名前を知ることになり並木家文書の大量の書簡のなかから、たった一点のこの書簡を見出したときには驚喜した。

私が初めて信谷の名を目にしたのは、平成十九（二〇〇七）年、いすみ市大原の土屋家文書の調査をしたときであった。土屋家の襖絵や欄間、引戸の絵に信谷の名を見出し、土屋家に逗留した遊歴の絵師として知ったのみであり、さほど気にもとめなかった。その後、土蔵の解体に伴う土屋家文書の調査に着手することになったが、次々と貴重な文書が発見され、その全貌は『いすみ地域の古文書拾遺』（私家版、二〇一三年刊）に紹介した。なかでも興味深かったのは当主土屋虎之助が記録した『万日記』と称する慶応四年から明治八年にかけての日記であった。

この日記の特色は維新期、激動の時代の日記であると共に書き手の土屋虎之助が御舟潟と云う四股名を持つ宮城野部屋に所属する力士であったことである。そこには江戸相撲の地方巡業の様子や土屋家に入り出る遊歴の絵師、俳人、芸人など多様な人々との交流が描かれている興味津々たるものであった。そこで、私は調査に協力してくれた「いすみ市郷土資料館」伊藤睦美氏の協力を得て、この日記を平成二十一（二〇〇九）年に私家版として翻刻、刊行した。この日記の明治四年八月以降の部分に頻繁に登場したのが信谷であった。この頃信谷は土屋家に長期逗留して御舟潟と行動を共にし、地引網の見学や料理屋での遊興など、その行動が記録されている。途中から秋琴も合流して明治五年四月迄逗留している。

さらに、昨年（平成二十五年）十月、東金市求名の城西国際大学水田

美術館で「九十九里の網主文化 齋藤滄洲と文人の交遊」展が開催された。ここでは幕末から明治にかけて、いわし漁業により隆盛をほこった九十九里浜の網主に集積された書画の展覧会であった。この展覧会は、現在でも多くの書画を所蔵している井之内浜（山武市）の網主齋藤史朗家（藤沢市現住）の所蔵品によるもので、私の紹介によるものであった。そこに展示された作品の一つに、当時の当主網主齋藤滄洲（逸作）の肖像画（掛軸）があった。その裏書には「庚午抄冬上澣日写信谷山樵森功」とあり、この肖像画の作者が、並木家にある書簡の信谷その人であることが判明した。従って信谷は明治三年十月上旬には井之内村の齋藤家に滞在していたことも判明した。

こうして遊歴の絵師信谷は、明治三年に井之内村、その後求名村周辺、さらに明治四年には大原に滞在したことも判明し三つの点が見つかった。恐らく、この間、九十九里浜の網主家にも滞在したと思われるが、現在のところ史料や作品の確認はとれていない。これからの発見により点と線がつながることを期待したい。

さらに、最近、並木家文書の書籍、書画類の追加調査をしたところ、まぐりの書画のなかから信谷と秋琴の作品が発見された。秋琴の作品には「壬申仲冬写於客舎」とあり、明治五年十一月、並木家に逗留し、画を作成していることが判明した。

そこで、現在までに判明している信谷、秋琴の動静を確認すると次のようになる。

明治三年十月「庚午抄冬上澣日写信谷山樵森功」

（武射郡井之内村齋藤滄洲肖像画裏書）

明治四年八月二日 床場にて酒はじまり夜二入酒一升要右衛門方と

りて竹屋へ持参、荒木の、夷隅川、真力、信谷先生同道、祝儀四人之酌女へ式朱ツゝ遣ス。

十一月四日 信谷をたよりて来りし秋琴と申ス画工尋ね来り信谷同道して河漏亭へ来る。

明治五年四月九日 信谷、秋琴兩人寓遊中画料として去暮信谷へ五兩式分渡し、外ニ金式百疋ツゝ兩人江餞別遣ス

四月十二日 此日信谷、秋琴兩人出立

(夷隅郡大原町 土屋家文書「万日記」)

明治五年十一月「壬申仲冬写客舎」

(東金市求名 並木家書画裏書)

これにより、信谷、秋琴は明治三年十月には井之内村の齋藤家に滞在し、明治四年八月からは半年近く大原に逗留し、その後、明治五年十月には再び山武地方に遊歴し、求名村に滞在していたものと推測される。

その後、城西国際大学水田美術館の学芸員堀内瑞子、山口真理子両氏やいすみ市郷土資料館伊藤睦美氏の調査により、信谷が南画家椿椿山の門下生であり、新潟県三条市出身の森山信谷であることも判明し、地元三条市には、その作品も多く所在し、平成十八(二〇〇六)年には三条市歴史民俗産業資料館において「森山信谷展」も開催され、評価も高いこともわかった。